

# 函館市企業社員受入研修実施要綱

(目的)

## 第1条

企業社員受入研修は、企業の社員を研修生として本市に受入れることにより、相互の理解と啓発を促進し、職員の資質の向上と活力あふれる職場づくりをめざす。

(研修生の受入れ)

## 第2条

派遣研修生は、企業から派遣研修の委託を受けて、委託研修生(以下「研修生」という。)として受け入れる。

(研修生の決定)

## 第3条

研修生は、企業の推薦するものの中から、市長が決定するものとする。

(研修期間)

## 第4条

研修期間は1年とする。ただし、研修の目的を達成するために特に必要と認められるときは、派遣先の企業と協議のうえ、3年を超えない範囲で研修期間を定め、または研修期間を3年に至るまで延長することができる。

(経費負担)

## 第5条

研修生が派遣期間中、研修に要した費用については、研修生の所属する企業が支給するものとする。

(研修中の災害および通勤による災害)

## 第6条

研修中の災害および通勤の途上の災害については、研修生の所属する企業が補償するものとする。

(研修生の服務等)

#### 第7条

- (1) 研修生の研修時間は、本市の一般職員の勤務時間の例によるものとする。
- (2) 研修生は、研修期間中は、市長の指定する職員の指示に従うものとする。
- (3) 研修生は、研修期間中に知り得た秘密を研修期間中はもとより、研修終了後も漏らしてはならない。
- (4) 研修生は、年次有給休暇等を行使する場合は、事前に市長の指定する者の承認を得るものとする。

(協定書の締結)

#### 第8条

研修生の受入の受託に際しては、必要に応じ、派遣元の企業と協定を締結するものとする。

(委任)

#### 第9条

この要綱に定めるもののほか、企業からの受入研修の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。